

3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 正味資産

(清算開始時の貸借対照表)

第十二条の三 法第五十五条（法第五十八条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。

2 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。

3 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 純資産

4 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

(決算報告)

第十二条の四 法第五十五条（法第五十八条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第五百七条第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額

二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額

三 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）

(清算人の責任追及等の訴えの提起の請求方法)

第十二条の五 法第五十五条（法第五十八条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第四百七十七条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(清算人の責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法)

第十二条の六 法第五十五条（法第五十八条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第四百七十七条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出とする。

一 海運組合が行つた調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第五十五条（法第五十八条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第四百七十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

(港湾運送事業法施行規則の一部改正)

第二十二条 港湾運送事業法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第六項第十号イ中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十七條」を「会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項」に改める。

(自動車ターミナル法施行規則の一部改正)

第二十三条 自動車ターミナル法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五イ中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十七條」を「会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項」に改め、同号ハ中「又は有限会社」及び「又は出資」を削る。

(船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正)

第二十四条 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の九第一項中「営業報告書又は」を削る。

(救命艇手規則の一部改正)

第二十五条 救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「営業報告書又は」を削る。

(指定自動車整備事業規則の一部改正)

第二十六条 指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項第三号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第一項の親会社をいう。）」を「親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九條第一項に規定する親法人をいう。）」に改め、同号ロ中「合名会社又は合資会社」を「持分会社（会社法第五百七十五條第一項に規定する持分会社をいう。）」に「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第十三条の八第一項中「営業報告書又は」を削る。

(宅地造成等規制法施行規則の一部改正)

第二十七条 宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「営業報告書又は」を削る。

(新住宅市街地開発法施行規則の一部改正)

第二十八条 新住宅市街地開発法施行規則（昭和三十八年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第三項第二号中、「株式会社又は有限会社」を「又は株式会社」に改める。

(旅客自動車運送事業等報告規則の一部改正)

第二十九条 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和三十九年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し及び第一項の表中「営業報告書」を「事業報告書」に改め、同条第二項中「営業報告書」を「事業報告書」に改め、同項第一号中「営業概況報告書」を「事業概況報告書」に改め、同項第二号中「利益処分計算書又は損失処理計算書」を「株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書」に改める。

第一号様式中「株主資本等変動計算書」を「株主資本等変動計算書」に、「資本」を「資本金」に、「有限会社」

を「合名会社」に、「合名会社」を「合資会社」に、「合資会社」を「合同会社」に改め、

監査等